

第 22 期 愛知県内水面漁場管理委員会

第 2 回 会 議 議 事 錄

令 和 7 年 1 月 23 日
愛知県自治センター大会議室

日 時	令和7年1月23日（木）午後1時30分から午後2時20分まで			
場 所	愛知県自治センター大会議室（愛知県自治センター4階北）			
議 題	第1号議案 愛知県漁業調整規則の一部改正について（諮問） 第2号議案 貝けた網漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について（諮問） 報告事項1 漁業権における資源管理状況等の報告について 報告事項2 愛知県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正について			
出 席 委 員	井野川仲男 愛敬 春男 山口 邦夫 村松孝太朗 丹羽 浩和 大内 徳明 高橋 英二 立木 宏幸 谷口 義則 浅野 友子			
事 務 局 職 員	書記長 長井 猛 主査 黒田 拓男 非常勤職員 井上 容子			
農 業 水 産 局	水産振興監 岡本 俊治 水産課 課長 柴田 晋作 " 担当課長 坂口 泰治 " 課長補佐 大橋 昭彦 " 課長補佐 堀 勝彦 " 課長補佐 荒川 哲也 " 課長補佐 長谷川圭輔			

事務局（長井）	<p>定刻となりましたので始めさせていただきます。</p> <p>はじめに、会議場所につきまして、鳥インフルエンザ対応の関係で急遽変更となり、御迷惑をおかけしました。</p> <p>これに伴い、会議次第及び配席図につきまして、机上にお配りしたものと差し替えをお願いいたします。</p> <p>資料は、机上配布の会議次第及び配席図、郵送いたしました第1号議案、第2号議案、報告事項1及び報告事項2の以上6種類です。過不足はございませんでしょうか。</p> <p>それでは、ただ今から第2回愛知県内水面漁場管理委員会会議を開催します。</p> <p>最初に井野川会長から御挨拶をお願いいたします。</p>
会長（井野川）	<p>第2回愛知県内水面漁場管理委員会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>委員各位、また、行政関係者の皆様におかれましては、お寒い中、また御多忙のところ、当会議に御出席いただきまして、お礼を申し上げます。</p> <p>2025年が皆様にとりまして幸多い年でありますように、御祈念申し上げます。</p> <p>暦の上では、大寒を過ぎましてまもなく立春、2月を迎えます。一部の漁協ではアマゴの解禁を迎える時期となりました。</p> <p>以前、県で設楽ダムを担当しております時に、こちらにみえる村松委員に御指導いただいておりました。その頃に後に町長になられた方から、設楽町にとってアマゴの解禁というのは最大の集客事業であると言われました。現在、県の出先機関におりますが、管内でも内水面の組合がございまして、その組合長さんもエよりもアマゴの方が儲かると言われます。経費に対して利益が出るということだと思います。</p> <p>県内のアマゴの遊漁者に関しましては、委員会が毎年実施する遊漁者数の調査によりますと、新型コロナに端を発したアウトド</p>

	<p>アブームの影響もあり、令和2年から増加傾向に転じまして、現在も好調を維持しているようあります。</p> <p>話は変わりますが、最近海の方では海のなりわいと書いて海業というものがあります。内水面でも川業があってもよいのではないかと常々考えております。私がこの職にある限り、川業についていろいろ研究したいと思っております。</p> <p>本日の議題は、議案2件、報告事項2件となっております。</p> <p>委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力をいただくことをお願いいたします、私の挨拶といたします。</p>
事務局（長井）	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、岡本水産振興監から御挨拶をお願いいたします。</p>
水産振興監（岡本）	<p>第2回愛知県内水面漁場管理委員会の開催にあたりまして、私も一言挨拶申し上げます。</p> <p>委員の皆様方には、お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から愛知県の内水面漁業の振興に御理解、御協力いただきいておりますことを重ねてお礼申し上げます。</p> <p>冒頭に事務局から話がありましたとおり、県内養鶏場で鳥インフルエンザが猛威を振っている状況であります。現在も職員交替で防疫作業に務めておるところでございます。知多地区は養鶏団地が密集しておりますので、なかなか先が見通せませんが、早く收拾つくことを祈っております。</p> <p>今年は、人のインフルエンザも県内で大流行となっており、委員の皆様方におかれましても、体調管理には十分にお気をつけていただきたいと存じます。</p> <p>さて、井野川会長の御挨拶にもありましたとおり、2月に入りますとアマゴの解禁ということで、現場では準備を進められることと思いますが、本年が豊漁となることを祈念しております。</p> <p>また、昨年12月から始まりましたシラスウナギの採捕につきま</p>

	<p>しては、愛知県は2、3月以降が本格的なシーズンということです。今のところはあまり採れてはいませんが、今年は国内の採捕が順調であり、愛知県の養殖業者への池入れも順調に進んでいると聞いています。安価でおいしいウナギが提供されることを祈念しております。</p> <p>本日の議題は、井野川会長の御挨拶にありましたとおり、議案2件、報告事項2件と伺っております。</p> <p>慎重審議をお願いしまして、私からの挨拶とさせていただきます。</p>
事務局（長井）	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は定員10名のうち、10名の出席を得ましたので、漁業法第173条で準用する第145条第1項の規定により、この委員会の会議は成立しました。</p>
	<p>それでは、委員会運営規程第5条第2項によりまして、井野川会長に議長をお願いいたします。</p>
会長（井野川）	<p>私が議長を務めますので、よろしくお願いします。</p> <p>では、委員会運営規程第11条第2項の規定に基づき、議事録署名者を指名します。</p> <p>議事録署名者には、議長の私と、丹羽委員、大内委員にお願いいたします。</p>
	<p>ただ今より議事に入ります。</p> <p>第1号議案「愛知県漁業調整規則の一部改正について」水産課から説明をお願いします。</p>
水産課（荒川）	<p>第1号議案「愛知県漁業調整規則の一部改正について」説明させていただきます。</p> <p>議案の御説明の前に、漁業調整規則について簡単に御説明いた</p>

します。本日お配りさせていただきました愛知県漁業調整規則の冊子1ページを御覧ください。

第1条の趣旨にありますように、漁業調整規則は、漁業法及び水産資源保護法に基づくとともに、これらの法律を実施するために、漁業調整及び水産資源の保護培養に関する事項を定めております。

なお、この規則につきましては国から規則例が示されておりますが、漁業調整の実態等を踏まえて都道府県ごとに定められております。

また、この規則の制定、改正及び廃止をしようとするときは、国の認可及び内水面漁場管理委員会の意見を聴くことが、漁業法及び水産資源保護法で規定されております。

今回、規則の一部を改正する必要があるため、両法の規定に基づき、本委員会に諮問するものでございます。

第1号議案の資料1ページを御覧ください。諮問文を朗読いたします。

「諮問文朗読」

資料2ページを御覧ください。

別紙、規則の一部を改正する条文案になります。改正理由及び改正内容につきましては資料3ページを御覧ください。

第1の改正理由、1の漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正につきましては、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、このうち、漁業法第52条に1項を加える改正規定が令和6年7月16日に施行されたことから、関係条文を追加するものでございます。

その内容は、本県においては海面のみに關係するものではあります、水産資源の持続的な利用を確保するため、衛星船位測定送信機、VMSと呼ばれる船の位置を把握するための機器のことです。

ざいますが、この機器の備付け及び操業期間中等の当該電子機器等の常時作動を命じられた者は、通信の妨害その他当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならないこと等を新たに規定するものでございます。

この漁業法改正につきましては、既に適用されているものであります。今般、国がこの改正を都道府県漁業調整規則例に反映させたことに伴い、県漁業調整規則を改正するものでございます。

なお、罰則につきましては、規則ではなく漁業法第193条第3号で規定されております。

次に2、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正につきましては、懲役及び禁錮を廃止して、拘禁刑を創設等するものであり、拘禁刑の創設につきましては、規則においても改正が必要となることから、関係条文を改正するものでございます。

次に3、文言の適正化につきましては、両罰規定の対象となる規定について、自然人を対象とすることを明確化するもので、1と同様、国の規則例の一部改正に伴って改正するものでございます。

資料4ページを御覧ください。

第2の改正内容につきましては、新旧対照表で御説明いたします。資料5ページを御覧ください。

表の右側が旧、左側が改正後の規則となっており、改正する部分に下線を引いております。第48条につきましては、表の右側、旧の第2項を第3項とし、同項中、前項とあるものを第一項に改めます。

次に第2項を新設し、「前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る衛星船位測定送信機の機能を損なう行為をしてはならない。」を加えます。

資料6ページを御覧ください。

表の右側、第54条第一項中の「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、「懲役」を「拘禁刑」に改めます。

また、各号の「者」を「とき。」に改めます。

	<p>次に表の右側、第 55 条中の「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改めます。</p> <p>資料 4 ページにお戻りください。</p> <p>第 3 の漁業調整上及び水産資源保護培養上の支障につきまして、規則の制定、改廃を行う場合は、その内容が水産資源の保存及び管理、漁場の使用に関する紛争の防止及び解決並びに水産資源の保護培養の観点において支障がないと認められるものでなければなりません。</p> <p>今回の改正については、国の規則例の一部改正及び刑法等の一部改正に伴う形式的な改正であることから、漁業調整上及び水産資源保護培養上の支障はないものと判断しております。</p> <p>第 4 の施行期日につきましては、公布の日から施行いたします。ただし、第 54 条第 1 項の改正規定は、刑法改正の施行に合わせて令和 7 年 6 月 1 日から施行といたします。</p> <p>資料の 7 ページ以降には、参考として関係法令の抜粋を載せてございます。</p> <p>以上、愛知県漁業調整規則の改正内容について御説明いたしましたが、今後、貴委員会の御意見を踏まえ、国への認可申請など必要な手続きを取って参ります。</p> <p>なお、改正にあたっては水産庁及び県法規担当部局と協議等を行ってまいりますが、内容に影響のない修正につきましては指導に従ってまいりますので、御了承ください。以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。</p>
会長（井野川）	<p>ありがとうございました</p> <p>ただ今の内容につきまして、何か御質問等はございますか。</p>
委員（大内）	VMS とナビゲーションの違いを教えてください。
水産課（荒川）	基本的には車に使われている GPS と同じもので、人工衛星を使った装置になります。

委員（浅野）	命じられる人というのはどのような方が命じられるのですか。
水産課（荒川）	装置の備え付けにつきましては、例えば国の補助金を使って船を作られた方であるとか、違反操業をして罰によって備え付けを命じられることがあります。
委員（浅野）	全員の漁業者が付けるように義務付けられているというわけではないですね。
水産課（荒川）	国ないし県の命令に従って備え付けるというもので、必ずしも全員が付けるというわけではありません。
水産振興監(岡本)	補足ですが、VMS は国の漁業許可を持った大きな漁船には全部付いています。水産庁の漁業調整事務所などが船舶の位置がわかるような監視システムになっています。 今回の規則の備え付けの命令の意味は、特定の命令を受けなければならなくなつた者に対して命令するというものです。
委員（大内）	因みに、河川の船には装備されていませんね。
水産課（大橋）	内水面の船には基本的に付いていません。
委員（愛敬）	基本的に海面の話ということですね。わかりました。
会長（井野川）	他に質問はございませんか。 質問も出尽くしたようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。
委員（多数）	(異議無し)

会長（井野川）	<p>異議無しとの声がございましたので、議案を採決いたします。 原案を適當と認めることに賛成の委員は挙手を願います。</p>
委員（全員）	(挙手全員)
会長（井野川）	<p>ありがとうございました 挙手全員と認め、「愛知県漁業調整規則の一部改正について」は、原案通り適當と認めることといたします。</p>
水産課（荒川）	<p>次に第2号議案の「貝けた網漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」水産課から説明をお願いします。</p> <p>第2号議案「貝けた網漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」御説明いたします。</p> <p>この貝けた網漁業につきましては、木曽川でのしじみを対象とした漁業のひとつでございますが、議案説明の前に別の資料にて御説明いたします。</p> <p>右肩に議案2参考資料とありますものを御覧ください。</p> <p>愛知県木曽川におけるしじみ漁業等についてでございます。</p> <p>1のしじみにつきましては、木曽川にはマシジミとヤマトシジミが生息しており、漁獲の対象となっているのは主にヤマトシジミで、河口から上流部 15~20km が生息域となっております。</p> <p>次の2のしじみ漁業につきまして、(1) の漁場は木曽川となりますが、河口域には、しじみ等を対象とした三重県の第1種共同漁業権が設定されており、漁業権者以外の者は採捕ができないこととなっておりますので、この漁業権の上流端より上流がしじみの漁場となっております。</p> <p>資料2ページを御覧ください。</p> <p>(2) の漁具・漁法につきまして、しじみの採捕はア、徒手、は具によるもの、イ、腰まんがによるもの、ウ、小型機船底びき網漁業、動力漁船により、貝けた網を引き回して行うもので、</p>

貝けた網漁業と呼ばれております。

ア及びイにつきましては、内水面においては誰でも自由に行うことができますが、ウにつきましては知事の許可が必要となります。

(3) 漁業時期は周年ですが、最盛期は7月となっております。

次の3、小型機船底びき網漁業につきましては、上記ウの漁具・漁法が漁業の許可及び取締り等に関する省令第72条第1項第3号に規定する小型機船底びき網漁業の手線第三種漁業に該当することから、平成22年に許可等に関する取り扱い方針を定めて許可化いたしました。

許可の期間は1年間で、資源状況や漁業調整上問題がないと判断された場合に許可を行っております。

下の表には近年の資源量、漁獲量及び許可隻数を載せてございます。

次に資料3ページを御覧ください。本県における知事による漁業の許可又は起業の認可方針でございます。

許可が必要な漁業につきましてはこの方針に基づき許可を行っております。

資料16ページを御覧ください。内水面で行う貝けた網漁業の許可等に関する取扱方針でございます。

「方針朗読（第5まで）」

操業区域補足説明、操業区域は、資料1ページの漁場の図を御覧ください。東海大橋下流端から下流、三重県の海面共同漁業権共1号の上流端が内水面と海面の境界となっており、ここまでが操業区域となっております。

しじみ漁業等についての説明は以上でございます。

次に第2号議案のご説明をいたします。第2号議案資料の5ページを御覧ください。

愛知県漁業調整規則の抜粋を載せてございます。

ページ中程、第 11 条を御覧ください。下線部を朗読いたします。

「下 線 部 朗 読」

海区漁業調整委員会の部分につきましては、内水面における漁業にあっては内水面漁場管理委員会と読み替えます。

内水面で行う貝けた網漁業につきましては、現在の許可が令和 7 年 2 月 28 日に許可の有効期間の満了を迎えます。

当該漁業は許可の取扱方針により、シジミ資源が認められた場合に許可するとなっていることから、昨年 9 月 27 日に資源調査を実施しましたところ、シジミ資源が確認されたため、昨年に引き続き許可を行うこととしました。

先ほど御説明したとおり、漁業の許可をしようとするときは、県漁業調整規則第 11 条第 1 項に基づき、当該漁業の制限措置の内容と申請すべき期間を内水面漁場管理委員会の意見を聴いて公示しなければならないことから、今回、本委員会に諮問するものでございます。

資料 1 ページにお戻りください。諮問文を朗読いたします。

「諮 問 文 朗 読」

2 ページの別紙を御覧ください。表の左の欄に漁業種類、真ん中の欄に制限措置の内容、右の欄に申請すべき期間を示しています。

始めに真ん中の欄、制限措置の内容を御覧ください。

(1) の漁業種類は、貝けた網漁業、(2) の許可又は起業を認可すべき船舶等の数は 15 隻としております。これにつきましては、平年並みの資源量が確認されていることと、関係漁業者団体内の協議の結果、トラブルの発生しない隻数と判断されたことから、この隻数といたしました。

(3) 以降の制限措置につきましては、参考資料で御説明した

	<p>許可方針と同じでございます。</p> <p>表の右の欄、申請すべき期間につきましては、先ほど御説明しましたとおり一月を下らない範囲内とし、令和7年1月24日金曜日午前8時45分から令和7年2月25日火曜日午後5時30分までとしております。</p> <p>なお、許可の有効期間は取扱方針で1年以内としていることから、前回許可と同様、1年といたします。</p> <p>最後に、参考として3ページ、4ページに申請を受けるにあたり県webページ上で公開される公示文の案を、6ページ以降に関係する法令等の抜粋を載せております。</p> <p>以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。</p>
会長（井野川）	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の内容につきまして、何か御質問等はございますか。</p>
委員（大内）	<p>参考資料の2ページ目一番下の表の2022年に激減した数値が書いてあり、大きな変化があったと思われますが、それについて御説明願います。コロナの感染拡大が関係していますか。</p>
水産課（荒川）	<p>人的な要因ではなく、大雨等により資源が流されてしまったりしたことによるものと聞いております。</p>
委員（浅野）	<p>資源量などはどのように確認しているのですか。</p>
水産課（荒川）	<p>採捕者団体と県の関係機関で、漁場内で試験びきを行い、その結果を基に資源量を算定しています。</p>
委員（浅野）	<p>今年は40トンということで、昨年より減少していますが、これは今年1月に調査した結果ですか。</p>
水産課（荒川）	<p>昨年9月27日に行った試験びきの結果によるものです。</p>

委員（浅野）	今回許可数が15隻ということで、資源量が減少する中、若干増加していますが大丈夫なのでしょうか。
水産課（荒川）	昨年に比べて算定した資源量は若干減少していますが、平年並みということで業界団体と協議をした上で15隻としています。
委員（浅野）	年によって許可隻数の増減が激しいのに驚きます。
水産課（荒川）	基本的には資源量に合わせて許可隻数を決めており、資源量の少ない年は許可隻数を減らす協議を業界団体と行います。2022年は資源量が非常に少なかったため、許可隻数を抑えるといったことをしております。 また、要望はしたが病気等により許可申請しないといった事例もございます。
委員（浅野）	許可隻数であって漁獲量ではコントロールしないですね。
水産課（荒川）	基本的に資源を採りきることはないので、資源量と漁獲量にかなり差がある状況です。
委員（浅野）	資源量は全て採っても大丈夫な量ということですか。
水産課（荒川）	あくまで漁場内にいると想定されるシジミの量です。
会長（井野川）	シジミの成長や減耗により、資源量は常に変化するということですね。
委員（愛敬）	カゴを使ってシジミを探るのに許可は必要ないか。
水産課（荒川）	内水面においては禁止漁具となっています。

会長（井野川）	<p>ほかに御質問はよろしいですか。</p> <p>質問も出尽くしたようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。</p>
委員（多数）	(異議なし)
会長（井野川）	異議なしの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適當と認めることに賛成の委員は挙手を願います。
委員（全員）	(挙手全員)
会長（井野川）	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認め、「負けた網漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は原案どおり適當と認めることとします。</p>
	次に報告事項1の「漁業権における資源管理状況等の報告について」水産課から説明をお願いします。
水産課（黒田）	<p>それでは、報告事項1「漁業権における資源管理の状況等の報告について」御説明いたします。</p> <p>資料の1ページを御覧ください。</p> <p>まず、1の制度の概要について御説明いたします。</p> <p>漁業の免許を受けた漁業権者は、漁業法に基づき、漁業権における資源管理の状況、漁場の活用の状況等を、1年に1回以上、知事の定める日までに知事に報告しなければならないこととなっております。</p> <p>報告の項目につきましては、漁業権の種類及び免許番号、報告の対象となる期間、資源管理に関する取組の実施状況、操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況、団体漁業権にあっては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使状況、その他必要な事項</p>

でございます。

また、知事は内水面漁場管理委員会に対し、漁業権者からの報告に関して意見を付して、1年に1回以上の報告が必要であり、漁業権が適切かつ有効に活用されていない場合は、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、指導・勧告を行うこととなります。

これらのことと定めた関係法令については、2ページ及び3ページに参考として掲載しております。

次に、2の資源管理の状況等及び県からの意見について報告させていただきます。

まず、今年度の報告の対象とした期間でございますが、内水面を共同に利用して営むための漁業権である共同漁業権、及び養殖業の漁業権である区画漁業権とともに、令和5年1月1日から令和5年12月31日までとしております。

このため、今回の報告は、令和6年1月1日の漁業権一斉切替え前の漁業権に基づき行われた報告となります。

報告内容を基に、資源管理に関する取組、漁場の活用状況及び組合員行使権の行使状況を評価し、漁業権が適切かつ有効に活用されているか否かについて、水産庁作成の海面利用制度等に関するガイドラインに基づき判断しました。

その結果につきまして、4ページに掲載いたしましたので御覧ください。

上段に共同漁業権の結果、下段に区画漁業権の結果を示しております。

表は左から、免許番号、漁業権者、評価項目である資源管理に関する取組状況、漁場の活用状況、組合員行使権の行使状況の判断結果、適切かつ有効に活用されているかの判断結果を示しております。

なお、免許番号及び漁業権者につきましては、漁業権一斉切替後の現在の漁業権に基づき整理しております。

取組や活用等がなされている場合は「○」、そうでない場合は「×」と記載しています。また、本委員会が年度毎に示す魚種別

の増殖目標数量に対し、やむを得ない理由により一部未達成であったところにつきましては、「○※」としております。

それでは、はじめに共同漁業権の結果について御説明いたします。

資源管理に関する取組の状況につきましては、全ての共同漁業権において、漁業権行使規則の遵守や漁具漁法の制限が行われてきました。

しかしながら、増殖行為につきましては、一部の魚種で目標数量未達成の漁業権がありました。

増殖目標未達成の内容及びその理由につきましては、令和6年3月21日開催の第21期第13回委員会会議におきまして事務局から報告がなされておりますが、令和5年6月の豪雨により種苗生産施設が損壊し、種苗の入手が難しい状態となった、あるいは同じく豪雨の影響で漁場が悪化し、漁場回復に時間を要したため放流できなかったなど、異常気象等の影響によるものについては、やむを得ない理由と判断し、「○※」としております。

一方、内共第6号については、長年に渡りアユが目標数量未達成となっており、一部魚種で産卵場造成が実施されていないなど、令和5年度実績においてもやむを得ない理由ではなかつたことから、資源管理に充分に取り組んでいないと判断いたしました。

次に、漁場の活用状況及び組合員行使権の行使状況につきましては、操業日数や漁獲量、遊漁者数を確認したところ、全ての漁場が有効に活用されていると判断しました。

続きまして、下段に示しております区画漁業権の結果について御説明いたします。

資源管理に関する取組の状況につきましては、漁業紛争や他者の生産活動を妨げる行為、漁場環境に悪影響を与える行為などは確認されませんでした。

また、漁場の活用状況につきましても、養殖施設数や生産量等を確認したところ、全ての漁場が有効に活用されていると判断しました。

	<p>以上のことから、県といたしましては、内共第6号を除く漁業権につきましては、適切かつ有効に活用されていると判断いたしました。</p> <p>内共第6号につきましては、漁業権者に対して増殖行為に関する指導を令和6年5月に実施し、令和6年度は未達成が続いていたアユで達成、また産卵場造成を増殖行為とする魚種につきましても全て実施されていることを確認しております。</p> <p>なお、令和6年度増殖実績に関する報告につきましては、令和7年3月予定の第3回委員会会議にて事務局から説明がございます。</p> <p>県といたしましては、引き続き漁業権が有効に活用されるよう、必要に応じて行使の状況の聞き取りなどをやってまいりたいと思います。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
会長（井野川）	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の内容につきまして、何か御質問等はございますか。</p>
事務局（黒田）	<p>質問等もないようですので、次に報告事項2「愛知県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正について」事務局から説明をお願いします。</p> <p>「愛知県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程」の一部改正を行いましたので、その内容について御報告いたします。</p> <p>資料1ページを御覧ください。</p> <p>1の改正の概要でございますが、口頭による保有個人情報の閲覧の求めをする場合等において行う本人確認につきまして、本人確認書類から健康保険の被保険者証を削除するものでございます。</p> <p>2の改正の理由としましては、行政手続きにおける特定の個人</p>

を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により、マイナンバーカードと健康保険の被保険者証が一体化され、現行の被保険者証が廃止されることに伴いまして、規程を整理するものでございます。

施行期日につきましては、改正法の施行日に合わせ、令和6年12月2日としております。

公報登載につきましては、県法規担当課の指導の下、所要の改正につきまして、令和6年11月29日付け県公報に登載いたしました。

3～4ページに県公報、5ページ以降に新旧対照表を載せております。

報告は以上でございます。

会長（井野川）

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。

質問等もないようですので、本日の議題はすべて終了いたしました。

これをもちまして第22期第2回愛知県内水面漁場管理委員会会議を終了します。

ありがとうございました。

議長

議事録署名者

議事録署名者